

令和3年第1回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和3年3月9日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

| | | | |
|------|-------|-------|------|
| 委員 長 | 中村 美穂 | 副委員 長 | 竹中 悟 |
| 委員 | 松林 敏 | 委員 | 安部 都 |
| 委員 | 岩永 政則 | 委員 | 堤 理志 |
| 委員 | 吉岡 清彦 | | |

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 富永 正彦

説明のため出席した者

健康保険部長 志田 純子

(健康保険課)

| | | | |
|------|--------|------|-------|
| 課 長 | 小川 貴弘 | 課長補佐 | 渡辺 房子 |
| 課長補佐 | 木澤 奈津代 | 係 長 | 松田 祐貴 |

(介護保険課)

| | | | |
|-------|-------|-----|-------|
| 課 長 | 細田 愛二 | 参 事 | 中村 宰子 |
| 係 長 | 西村 淳 | 係 長 | 浦川 真 |
| 主任保健師 | 濱崎 美雪 | | |

本日の委員会に付した案件

- 議案第17号 令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議案第18号 令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
- 議案第19号 令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 議案第24号 令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算
- 議案第25号 令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第26号 令和3年度長与町介護保険特別会計予算

開 会 9時30分

閉 会 14時18分

○委員長（中村美穂委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。令和3年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第17号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

皆様おはようございます。早速ですが、議案第17号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,353万円を増額し、補正後の総額を40億9,100万5,000円とするものでございます。それでは、詳細につきまして補正予算に関する説明書により説明いたします。

まず、歳入でございます。6、7ページをお開きください。4款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金は、普通交付金の増額見込みにより2,500万円を増額計上いたしております。5款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は、財政調整基金積立金利子の実績により2万円を増額計上いたしております。6款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金は149万円を減額計上いたしております。保険基盤安定繰入金の確定及び保健事業に対するその他繰入金の見込み額により増額し、財政安定化支援事業繰入金の確定並びに事業費等繰入金及び出産育児一時金繰入金の実績見込みにより減額するものでございます。

次に、歳出につきまして御説明をいたします。10、11ページをお開きください。歳入予算の補正に伴う財源組み替えにつきましては、1款総務費1項総務管理費及び同款2項徴税費、2款保険給付費1項療養諸費のうち5目審査支払手数料及び同款4項出産育児諸費から12、13ページの4款保健事業費1項保健事業費まででございます。戻りまして、10ページの2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費は、入院治療を伴う療養給付費の増加により1,500万円を増額計上いたしております。同じく2項高額療養費は入院件数の増加に伴い1,000万円を増額計上いたしております。5款基金積立金1項基金積立金1目財政調整基金積立金は9,891万6,000円を積み立て、基金残高を3億2,347万4,000円とするものでございます。8款予備費の減額につきましては、収支の調整でございます。

以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

この補正予算の質疑でございますけれども、歳入と歳出、全体にわたって質疑を受けたいと思います。説明書の6ページからが歳入でございます。そのあとが歳出になりますけれども、全体にわたって質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

出産の見込み額が予定していたよりも300万円ほど減額されているというところで、どのくらいの予定から、何人くらいの減額になったのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

出産件数の当初予算時の見込み件数としては35件を見込んでいたんですけども、今、実績として16件しか上がってない状況ですので、これを最終的には20件程度と見込みまして、減額をしております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

10ページの2款1項1目一般被保険者療養給付費が増額されているんですけども、元年度決算よりも低いということで、間違いないでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

療養給付費の支出額については、被保険者が今、減少をしておりますので、予算としては令和元年度よりも2年度の方が少ない金額で推移しているということで、被保険者の減少によるものとお考えいただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

全体的なことになるかもしれませんが、令和2年度は例年に比べてインフルエンザがかなり少なかったわけですが、その辺が予算の増減などには影響はなかったのか、減額とかにはならなかったのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

医療費の内訳ですけども、インフルエンザについては御指摘のとおり、今、減っておりますので、インフルエンザ分は今年あまり上がってきていないと思います。今回、12月の診療費が増えておりまして、その内訳を調べたところ、がんによる入院等がそれ以前に比べて増えているということで高額な医療費が増え、今回増額をしております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑がないようでしたら、質疑を終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号令和2年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第18号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

続きまして、議案第18号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,616万3,000円を増額いたしまして、補正後の総額を5億5,551万6,000円とするものでございます。

それでは補正予算に関する説明書により御説明いたします。

まず歳入でございますが、6、7ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料1項後期高齢者医療保険料は、歳入見込み額により特別徴収保険料949万2,000円、普通徴収保険料554万8,000円を追加し、合計1,504万円を増額計上いたしております。3款繰入金1項一般会計繰入金2目保険基盤安定繰入金は、繰入金の確定により112万3,000円を増額計上いたしております。

次に歳出でございますが、10、11ページをお開きください。2款後期高齢者医療広域連合納付金1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険基盤安定負担金の確定及び保険料負担金の見込み額により1,616万3,000円を増額計上いたしております。

以上が今回の補正の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。歳入の6、7ページ、それから歳出の10、11ページ、全体にわたって質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

6 ページの、合計して後期高齢者医療保険料が1,500万円以上の増額という理由を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

後期高齢者医療保険料の予算に上げている数字と言いますが、当初予算策定時に後期高齢者医療広域連合が翌年度の被保険者の数と保険料を見込んで、各市町に提示をした金額を基に町の方で予算計上しております。今回、増額になった理由と言いますが、当初予算で広域連合が見込んだ数字が、指標の誤りがありまして「少なく見込み過ぎていたので増額をしてください」と、1月に広域連合の方から連絡がありまして、算定し直した金額に合わせて補正をしております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

特別徴収、普通徴収は、それぞれ何人ぐらいの人数で管理されていたのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

おおよその数字になるんですけども、大体、被保険者の数が5,000人程度おりまして、特別徴収が3,500人程度、普通徴収が1,500人程度かと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

広域連合の方がどうしても県の総合的なこと出されるものですから、各町のことは町で聞かないといけないということで、総合的なことをお聞きします。今年3月から後期高齢者の健康保険利用がマイナンバーと紐づけされますけれども、本町ではマイナンバーに申し込みをされていない後期高齢者の方が多分いらっしゃると思うんですが、何人ぐらいがされていないのか、窓口でお分かりになりますか。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

マイナンバーカードについて後期高齢者に限定した数字はなくて、町全体で取得率27%程度と聞いております。まだまだマイナンバーカードの取得支援をしていかなければなりませんので、役場の窓口において、後期高齢者も含めてマイナンバーカードの取得と手続き方法について説明をしております。マイナンバーカードを保険証として利用するためには、マイナーポータルで登録の手続きが必要になりますので、窓口で相談があった場合は、パソコンの端末を利用してお手伝いしたりという支援を行っております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

経過としては分かりました。ということは、後期高齢者の方が健康保険証として使えるっていうことは、まだほとんど進んでないというところで理解してよろしいですね。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

現在のところ、あまり進んではいない状況です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

これもちょっと総合的なことなのですが、後期高齢者の方の医療保険が新型コロナによりまして、保険料の減免が多分行われていると思うんですが、今、長与町の保険料減免の申請というのは、あっているのか。あっていたらその件数と金額を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

保険料については、新型コロナウイルスの影響で収入が3割減った方に対しては、保険料の減免制度というのがあります。長与町に今、申請があつて減免が決定した件数は1件、減免の金額は8万4,400円となっております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

その1件ってというのは、そしたら傷病手当金の方も申請をされたということですか。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

傷病手当金については、相談はあっているんですけども申請の実績はゼロ件です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号令和2年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第24号令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

引き続きまして、議案第24号令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算につきまして説明いたします。令和3年度の当初予算は、被保険者数7,684人、世帯数4,778世帯と見込んでおり、前年度比101人、35世帯の減少を見込んでおります。

予算書の1ページをお開きください。令和3年度当初予算は、予算総額を歳入歳出それぞれ39億4,278万6,000円、前年度比0.6%、2,430万5,000円の減額といたしております。

それでは、長与町国民健康保険特別会計予算に関する説明書により説明いたします。

まず歳入でございますが、説明書の6、7ページをお開きください。1款国民健康保険税7億7,178万8,000円は、一般被保険者国保税7億7,149万6,000円、退職被保険者等国保税29万2,000円の合計額でございます。保険税の算定には、新型コロナウイルス感染症の影響による令和2年度中の所得を5%減少と見込み、収納率96%で算出しております。被保険者数の減少の影響も加わり、前年度比5.4%、4,441万7,000円の減額でございます。2款使用料及び手数料は5,000件分の督促手数料を計上いたしております。3款県支出金1項県補助金1目保険給付費等交付金29億2,993万8,000円は、1節普通交付金28億6,265万4,000円、2節特別交付金6,728万4,000円の合計額でございます。普通交付金は、療養給付費及び療養費等の支払いに充てるための県からの交付金でございます。また、特別交付金の保険者努力支援分は保険者の取り組み実績に応じて、県繰入金は保健事業費や保

除税の収納対策に係る事業費等に対して交付される交付金でございます。8、9ページをお開きください。4款財産収入1項財産運用収入1目利子及び配当金は存目計上でございます。5款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金2億3,635万円は、前年度比0.1%、12万1,000円の減額でございます。6款繰越金は存目計上でございます。7款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目一般被保険者延滞金は200万円を計上いたしております。同項2目退職被保険者等延滞金から4目退職被保険者等加算金及び同款2項町預金利子1目町預金利子までは、存目計上でございます。10、11ページをお開きください。7款諸収入3項雑入1目一般被保険者第三者納付金は交通事故等、第三者行為損害賠償金として200万円を計上いたしております。3目一般被保険者返納金は、資格喪失後の受診に係る返納金といたしまして20万1,000円を計上いたしております。その他の目につきましては存目計上でございます。

次に、歳出について説明いたします。14、15ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費1,551万円は、昨年度比5.1%、83万円の減額でございます。主な理由といたしましては、交通事故等の減少に伴い第三者行為損害賠償事務委託料を減額と見込んだためでございます。16、17ページをお開きください。同じく2項徴税費1目賦課徴収費862万9,000円は、前年度比3.9%、34万6,000円の減額でございます。主な理由といたしましては、発送文書等の減少に伴う役務費の減少によるものでございます。18、19ページをお開きください。2款保険給付費1項療養諸費25億3,828万4,000円は、前年度比0.5%、1,238万8,000円の増額でございます。過去の実績をベースに被保険者数の減少や高齢化、診療報酬改定率を加味し、額を見積もっております。同じく2項高額療養費3億2,682万4,000円は、前年度比1%、331万3,000円の増額でございます。療養給付費と同様の方法で算出しております。3項移送費は存目計上でございます。4項出産育児諸費1,092万6,000円は、前年度より9人少ない26人分を計上いたしております。20、21ページをお開きください。同じく5項葬祭諸費120万円は、前年度と同額の60名分を計上いたしております。3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分から3項介護納付金分までの合計額9億5,657万円は、県内被保険者の療養給付費を一括して長崎県が負担するための財源として、提示額を長崎県へ納付するものでございます。前年度比3.7%、3,644万6,000円の減額でございます。22、23ページをお開きください。4款保健事業費1項保健事業費2,015万8,000円は、前年度比2.9%、60万9,000円の減額でございます。主な要因といたしましては、2目疾病予防費18節はり、きゅう補助金において、社会保険等加入者の使用期限が満了したことに伴い、72万円を減額計上したためでございます。2目7節報償費230万1,000円のうち、196万7,000円を健康ポイント事業の参加者褒賞費に計上しております。全参加者1,700人のうち、510人分を国保特別会計で予算計上し、うち7割の方がインセンティブを獲得すると見込んでおります。12節委託料

460万5,000円につきましては、人間ドック、脳ドック、歯周疾患検診、胃がんリスク検診などの各種健診に係る費用を計上いたしております。前年度とほぼ同額でございます。18節負担金、補助金及び交付金95万円のうち72万円を、はり、きゅう補助金として計上いたしております。24、25ページをお開きください。同じく2項1目特定健康診査等事業費4,777万2,000円は、前年度比5%、227万9,000円の増額でございます。増額の要因といたしましては、特定健康診査対象者の見込み数を3,410名、310人分の減少と見込んでおりますので、係る委託料につきましては287万3,000円の減額でございますが、特定保健指導の充実のため栄養士の勤務時間を延長したことにより1節報酬が123万円の増額。また、新規事業といたしまして、役務費の特定健診受診勧奨通知作成手数料に係る費用335万4,000円の計上の影響により、目合計は増加しております。なお、当該受診勧奨に係る費用は全額、県の補助金を充てることとしております。5款基金積立金につきましては存目計上でございます。26、27ページをお開きください。6款公債費は前年度と同額を計上しております。7款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険税還付金から5目退職被保険者等還付加算金までは、昨年度とほぼ同額を計上しております。2項延滞金は存目計上でございます。8款予備費は1,000万円を計上しております。

28、29ページをお開きください。給与費明細書の1特別職12万8,000円は、国民健康保険運営協議会の委員6名分の報酬になります。30、31ページをお開きください。2一般職2,312万4,000円は、各種事業に携わる専門職及び一般事務補助の会計年度任用職員に係る額を計上いたしております。前年度と比較し、延べ人数は4名減少しているものの、金額につきましては302万7,000円増額しております。要因といたしましては、特定保健指導の体制充実のため、栄養士の勤務日数を144日から242日に、また、保健師や保健指導員の勤務時間を平均1時間ほど延長することとしたためでございます。32、33ページをお開きください。会計年度任用職員に係る表でございます。34、35ページは給料及び職員手当の増減額の明細でございます。

続きまして、長与町国民健康保険特別会計予算にかかる主要な施策に関する説明書について説明いたします。1ページ及び2ページは、歳入歳出予算の状況として、構成比及び前年度との増減率を記載しております。4、5ページをお開きください。主要な施策でございます。2款1項療養諸費については、療養給付費算定のための一般被保険者数を7,684人と見込み、計上いたしております。4款保健事業費1項2目疾病予防費は、被保険者の健康維持増進、疾病予防、疾病の早期発見を行う事業として、記載の事業を実施してまいります。実施につきましては、国保担当者だけでなく健康増進係や介護保険課、福祉課、こども政策課、関係団体等の協力を得て実施してまいります。2目特定健康診査等事業費は、40歳から74歳までの被保険者のうち、特定健康診査受診者を3,410人、特定保健指導受診者を328人と見込み、計上いたしております。次に6、7ページをお開きください。6ページには特別職・非常勤職員の一覧を、7ペ

ージには補助金・負担金一覧を、次の8ページには基金の状況を掲載しております。

以上が当初予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。まず歳入は一括して質疑を行います。歳出につきましては款ごとの項目でいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。まず、歳入の6ページから11ページまで、歳入で質疑を受けたいと思っております。質疑はありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

先程の御説明で、国保税の収入をコロナの関係で5%減少するというふうに見込んだということですが、5%というのは何か、国辺りからの指標みたいなものがあったのか。今現在、明確な収入が具体的にどのくらい減ったというのが、なかなか見極めが難しいと思うんですが、この5%っていうのが、こういった形で決められたのか。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

5%という数字につきましては明確な根拠というのはなくて、以前リーマンショックで経済的に非常に大きな影響を受けたときの影響が大体3%程度と聞きましたので、それよりも今回は少し上回るのではないかとということで5%に設定をしております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

昨年の当初予算の見込みが7,785人であったと思うんです。今、その数値はどの程度になっていますか。今度の予算が7,684人で見込んでおられるようですが、現時点ではどうなんでしょうかということなんです。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

令和3年2月末現在の被保険者数が7,897人です。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

昨年度の当初予算の人数が7,785人、2月末が7,897人ということは、百何十人ぐらい増えているわけです。増えているんですけども、できるだけ歳入の場合は、見込みは少なく見るというのが通例なんで、理解せんでもないんですが、7,684人

と言うと、少し低過ぎるかなという感じがしますけども。それによって繰り出しが増えてくるということと連動していますので、あまり極端に見込みを抑えていくと繰り出し基準が増えていくと、基準外は出しておりませんので、長与の場合は。予算上ですから決算では、また補正もありますので違ってくるとは思いますけども、その見込みは余りにも少くないですか。余りにもと言うより、少し少くないかなと、どうでしょう。

○委員（岩永政則委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

被保険者数は毎年大きく減っておりまして、200人から300人程度は毎年減っております。今年度につきましては当初予算で見込んだ被保険者数よりも減少幅が少なく、恐らく新型コロナウイルス感染症の影響で、退職をする方の増加とか、退職したあとも近年は再就職などで社保になる方が多いんですけれども、再就職が少ない状況が続いているのではないかと予想をしております。したがって、今年度はやや減り幅が減少して例年より少ないので、年度末時点での被保険者数も当初見込んだ数よりも多いのではないかと考えております。当初予算を策定する段階までの過去の動きを基に推計を行っておりましたので、3年度については、ひょっとしたら見込みよりも多い被保険者になる可能性はございまして、その場合は補正などの対応が必要になる可能性がございます。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

分かりました。ただ歳入の、当初予算でも、補正でもそうなんですけども、当初予算の見込みというのは一桁までは普通出さずに、例えば、7,684人見込んでいますと一桁まで出しておられますけども、どういうシビアな数で、そうきたのかなという疑問が当然出てまいります。だから歳入の場合、例えば7,600人とか、あるいはその十桁の7,680人とか、少なくとも、そういう形で予算見込みっていうのはしていくべきで、実績は当然、決算の場合は一桁まで出してもらわないといけないんですけど、通例に倣って一桁まで出しておるんでしょうか。いかがなものかなと思いますけど。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

被保険者数の見込みにつきましては、県などが推計する場合も「人」というところまで数字を出しておりますので、そのやり方に倣って町でも「人」というところまで出しているんですけども、今後10人単位とか、そういったやり方も検討したいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら、歳入の質疑を受けたいと思います。1款総務費、14ページから

17ページまで、1款総務費の質疑を受けます。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと制度のことで私も理解が不十分なのでお聞きしたいんですが、歳出の説明のときに、前年度から減った分の主な理由として交通事故の部分だということ御説明をされたと思うんですよ。交通事故と言いますと、歳入の方では多分この第三者納付金の部分がそれに該当するのかなと思うんですが、この第三者納付金は前年度も今年度も何にも変化がないのに、歳出では交通事故の分で減るっていうのが、ちょっと今一つ私も理解ができない。以前聞いた私のうろ覚えでの理解では、本来、交通事故は国保じゃないけども、とりあえず国保で払って、あとでこれは国保じゃないからということで戻ってくるというような、そういうことだったかなと思うんですが、この辺りの仕組みがよく理解できないんですが、よければ御説明いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

第三者納付金の仕組みにつきましては、交通事故があった場合に加害者から取り返したお金が歳入として入ってきまして、その事務を国保連合会の方に委託しておりますので、国保連合会に対しては、その加害者から徴収した金額の6%という手数料を払っておりますので、歳出額が下がると、おっしゃるとおり歳入額も下がるというのが本来でございます。予算を組むときは、歳入の方を悲観的な組み方をしておりますので歳入を少なめに、歳出を多めに組んでいたという事情がございまして、実績としては、歳出は下回っており、歳入は予算より上回っているような状況でしたので、令和2年度は歳出の執行額が少なかったので3年度の予算を下げたんですけれども、元々歳入は少なく見込んでおったものですから、歳入は触らずに歳出だけを下げたという状況です。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

続きまして2款、18ページから21ページの上段まで質疑を受けたいと思います。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

18ページの2款1項のところですけども、被保険者数の減を見込んでいるけども前年度比は上がっていると、その辺の説明をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

御指摘のとおり、被保険者数は年々減少しておりますが、本町の加入者の構成比につきましては、若い方が減少を大幅にされて御高齢の方がたくさん加入すると、割合がど

らんどん高齢化をしております。そのため、残念ながら医療費につきましては増額傾向ということでございます。今回、補正予算で12月に大幅に医療費が高くなって、高額療養費と合わせまして2,500万円の増額計上をいたしておりますが、そこを入れ込んで再計算したところ617万5,000円という額でございますので、若干、被保険者と医療費の状況が連動してないというところはございますが、状況として高齢化のためということで御理解をお願いしたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら、続きまして、同じく20、21ページ、3款国民健康保険事業費納付金、ここで質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

ないようでしたら、続きまして4款保健事業費、22ページから25ページの下段までにわたりまして質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

24ページの特定健康診査等事業費の御説明の中で、特定健診を受ける方がマイナス310名で、私のメモによると指導を充実するために栄養士による指導を充実するという説明があったんですが、恐らく、いろんな状況を見ながら栄養士の役割がやっぱり重要だと判断して、こうなったと思うんですが、その辺りの実情、なぜ栄養士が重要となったのかとか、その辺りはどういうことなのか、御説明をいただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

特定保健指導は、保健師または栄養士が実施することとなっております、町の職員だけではなく、雇いあげの会計年度任用職員も多く協力していただいております。ただ、多くの方が週に1回とか、2回程度、ほかの仕事と兼務をしております、都合がつくときに来ていただくというような形で、保健指導に専任で従事してくれる方がいらっしゃらないと、面談の約束などを取るにしても、なかなか予約が取れなくて、結局、保健指導に繋がらないということが起こっておりますので、専任で保健指導に対応をしていただける方ということで、来ていただいている方の中で対応をしてくださる方がいらっしゃいましたので、その方をお願いをして、時間を長く来ていただくことで、保健指導の案内をして、すぐに面談に繋がられるという体制をとれるようになっております。

○委員長（中村美穂委員）

志田部長。

○健康保険部長（志田純子君）

管理栄養士の端くれとして、栄養士の役割について御説明をさせていただきたいと思っております。特定保健指導は生活習慣病の部分というのが大きくて、食生活が非常に大事に

なってきます。引っ掛かる項目が高血圧とか、糖尿病、高脂血症、そういう部分になるんですけど、やはり減塩とか、体重コントロールとか、食に起因する部分というのが非常に多いですので、そこを考えると管理栄養士の部分というのが非常に重要になってきておりますので、今回、栄養士の方の時間とかを延ばしたということになっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（竹中悟委員）

委員長を交代いたします。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

健康ポイント事業、かなり住民の方に周知をされて、2月でしたか、1年間の最たるいろんなものを最後に1年間分の商品券ですとか、そういったものの受け取りをするという時期があって、町民の方もかなりたくさん来られていたと思います。現在3年目、今年度、卒業する方も当然いるようなんですけども、その大枠として、今、全体で何人の方が参加をされたのか。それと予算では、先程70%程度で報償費を組まれていると言いましたけれども、今までの経過としてどれぐらいの方が、その取り組みに参加された中でポイントの還元を受けられたのか。お分かりになればお答えをお願いします。

○委員（竹中悟委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

健康ポイント事業は今年度で3年目ということで、今までの参加者合計で2,002名の方に御参加いただいております。毎年5月から2月を実施期間にしておりまして、2月に今年度最終の歩数の登録であったり、獲得したポイントの交換をしております。2月には多くの方に御参加いただきました。きちんとした人数はちょっと持ってないんですけども、大体1,400名ぐらいの方が交換などに来られまして、ポイントに応じた商品などを獲得しております。既に2,002名の中に、都合で続けられないとか、引越すとか、自分に合わないから辞めるっていう形で辞められた方も、今の時点で300名ぐらいいらっしゃるしまして、残りの方のうち、7割、8割ぐらいの方は続けているけども、2割ぐらいの方は幽霊会員っていうか、続けられずに測定会とか、最終の交換会にも来られてない方もいらっしゃるっていうようなところが現状です。

○委員（竹中悟委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

やむを得ず仕事の都合とか、お引越しをされるという方がおられて、辞められた方もいらっしゃると思うんですけども、とにかく2月は賑わっているなというところもあり

まして、私も参加していたんですが、知り合いの方には、非常にこの3年間で終わるのが寂しいと。せっかく歩数計を付けているから頑張っただけ歩こうとか、うちの地域でもそういう方がおられます。「こういうのをやってなかったら神社の階段も上ってこないけど、やっぱり頑張ろう」と、そういう励みになっているかと思います。もちろんポイントってということで、最後にご褒美を貰えるということも一番あるのかもしれませんが、歩数計を付けて歩くことに慣れてしまえば、終わっても皆さんその歩数計を結構使ってる方もいらっしゃるんじゃないかと思うんですが、3年度に募集人員、何名を予定しているのか。それと、例えば3年で卒業した方に同窓会的なものも考えるという計画があるのかどうかちょっと分かりませんが、その点も含めて教えていただけますでしょうか。

○委員（竹中悟委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

まず、この事業は3か年参加した方は卒業していただくというふうになっておりまして、平成30年度から始まりましたときは800名の方が御参加いただきましたので、今年度その800名の方が御卒業という形になります。今後は、3年度経ったら卒業していきながら、年度ごとに500名ずつ新しく募集しまして、また事業を継続していくというふうに考えております。それから卒業された方も、卒業記念に貸与していた歩数計をそのままプレゼントしまして、歩数計は必ず使っていただきたいということと、それから卒業生の測定会というのも2か月に1回程度、1週間ぐらい期間を設けて測定会を実施しようと思っております。そちらは自由参加で、また測定に来ていただいて、自分の体組成の変化などを見ていただく機会を作りたいと思っております。詳しくは4月の案内のときに、日程表なども卒業生の方にもお配りしたいと思っております。

○委員（竹中悟委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

質疑はこれで最後にしたいと思うんですが、アンケートを取られていると思うんですね。そういったアンケートの集計というの、まだ今からかとは思いますが、そういった中で予想できるのは、「歩くのが励みになった」とか、「健康について考えるようになった」とか、全体の声として、どのような声があったのかだけ教えてください。

○委員（竹中悟委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

やはり、「歩くことが歩数計を見ることで励みになる」とか、「健康について意識するようになった」とか、「町の健康イベントなどに参加するようになった」とか、「具体的に体組成の数値が良くなった」とか、そういう感想を書かれている方が多くいらっしゃいました。また、ちゃんと集計などしましたら報告をしたいと思っております。また、実

際に医療費などについても効果があったかなども検証していきたいと思っております。

○委員（竹中悟委員）

委員長を交代いたします。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

特定健診の受診率の推移とかを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

特定健診の受診率ですけれども、令和元年度の実施実績が49.1%。その前の30年度も同じく49.1%でした。令和2年度のこれまでの状況については、1月現在で36.9%、前年度同時期が39.9%でしたので、少し下がっているような状況です。これは恐らく新型コロナウイルス感染症のまん延によりまして、受診等の控えがあつておりますので、その影響が出ているものと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら次の5款から8款、最後のところまで、24ページから27ページ。それから給与費明細書等も含めまして質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。それから主要な施策に関する説明書についても質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

ないようでしたら、歳入歳出全体にわたりまして質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

主要な施策に関する説明書で、それぞれ行っている人間ドック、脳ドック、長与町内で見つかった病気として一番高いのは、例えばがんとか、教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今の質問は取り消させていただきます。別の質問をいたします。この人間ドックとか、

脳ドックとか、胃がんリスク検診なんですけど、現在は長与町と医療機関、長与町とその他長崎市と広域でされているんですか、どのくらいあるのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

11時5分まで休憩いたします。

（休憩 10時42分～11時04分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

先程の質疑の件について、回答の準備はよろしいでしょうか。

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

人間ドック等が受けられる医療機関の数についてですけれども、令和2年度に実施した所が、人間ドックが9機関、脳ドックが5機関、胃がんリスク検診が19機関です。

令和3年度につきましても、今、医療機関の方に依頼をかけている状態ですので、医療機関が全て受けてくだされば2年度と同じ医療機関で実施する予定となっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

令和2年、3年でコロナのワクチン接種があつて、これは国費で、別会計ですよ。国保の会計じゃないんですが関連して、例えば、ワクチン接種のあとに何か体調不良が出たときに、明らかな副反応だったら多分国保ではない方で対応するかもしれないけど、内容によっては国保で対応するのか、それともコロナの予算で対応するのかっていうのが、分からないようなことっていうのは想定されるような気もしないでもないんですが、何かその辺の事前の打ち合わせ的なことで何か想定とか、問題点なりは無いのかどうか。

○委員長（中村美穂委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

新型コロナウイルス予防接種によって何らかの健康被害が起きた場合、その健康被害の内容によって、健康被害救済制度の対象になる場合は国費になりますけれども、通常の体調不良であつたり、「腕の痛みがある」程度だと普通の一般診療ということで、保険診療での診療をしていただくという形になりますので、健康被害救済制度の対象にならない限りは、一般の診療ということに当たるといことです。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

その判断というのは、あくまでも担当した医師の判断なのか。それと、何かそういうトラブルとか、係争みたいな形になったときには審査会みたいなところがあるのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

健康被害救済制度の対象になるかどうかは、確かにその診察をされた先生の意見書に基づきまして、町でも健康被害調査委員会を開きまして、その内容が妥当であるかどうかを審査しまして、それを国に出すようになっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

国民健康保険のこの予算に反対の立場から討論をいたします。国民健康保険は、国民皆保険制度の下、いざというときに安心して医療機関にかかることを目的として創設がされております。ほかの健康保険と違い、高齢者や個人事業主、無職など、比較的経済的に弱い立場の人達が多く加入している実態があります。被保険者は保険料を多く負担することが難しい状況にあるにも関わらず、現在の保険料負担は既に限界を超えているものというふうに考えます。こうした実情の改善、健康保険制度本来の役割を果たすために法定減免などなど、そうした対応が必要というふうに考えますけれども、そうした声に十分に答えきれている状況とは言えないというふうに思います。この制度の根本的な、今、申し上げましたような矛盾の大本には、国保会計への国の財政支援が乏しいということが第一義であるというふうに思いますが、事業の広域化によって自治体の裁量は少なくなり、一層、住民のそうした声、実情に沿った対応が難しくなっていると思います。払いたくてもなかなか払うことができないという実情もあります。こうした問題、これは国もまた地方にとっても改善が必要というふうに思いますが、現状では、そうするに至っていないというふうに判断して、本予算に反対をいたします。

○委員長（中村美穂委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号令和3年度長与町国民健康保険特別会計予算の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第25号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

小川課長。

○健康保険課長（小川貴弘君）

続きまして、議案第25号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算につきまして御説明いたします。令和3年度の当初予算は、被保険者数5,203名、40名の増加を見込んだ予算編成となっております。予算書の1ページをお開きください。予算額は、歳入歳出それぞれ5億6,233万1,000円といたしております。この予算額は、前年度と比較いたしまして4.7%、2,506万9,000円の増額でございます。

それでは、長与町後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書により説明させていただきます。まず、歳入予算でございます。6、7ページをお開きください。1款1項後期高齢者医療保険料4億5,793万4,000円は、被保険者数の増加に伴い前年度比2,173万5,000円、5%増額しております。2款使用料及び手数料1項手数料は、督促手数料を計上いたしております。3款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金2,129万8,000円は、広域連合共通経費負担分及び一般管理費等事務費を一般会計より繰り入れるものでございます。前年度比4.7%、96万1,000円の増額でございます。2目保険基盤安定繰入金8,213万5,000円は、低所得者に対する保険料軽減分のうち4分の3相当額を県が、4分の1相当額を町が負担する制度でございまして、その総額を計上いたしております。前年度比2.9%、231万7,000円の増額でございます。4款繰越金1項繰越金及び5款諸収入1項延滞金、加算金及び過料は存目計上でございます。8、9ページをお開きください。5款諸収入2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金91万6,000円は、過年度分の保険料還付金を本人に返金するに当たり、後期高齢者医療広域連合から受け入れる科目でございまして、見込み額を計上いたしております。3項町預金利子から4項雑入までは存目計上でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。12、13ページをお開きください。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費220万7,000円は後期高齢者医療事務を行う事務経費で、会計年度任用職員2名の雇用、会議等旅費、被保険者証等の通信運搬費、電算機器借上料等を計上しております。会計年度任用職員の社会保険料や期末手当の減額などにより42万円の減額でございます。2項徴収費159万円は、前年度比1

万9,000円の減額でございます。保険料徴収に係る経費として納付書等の印刷、発送物の通信運搬費、口座振替手数料及びコンビニ収納手数料などを計上しております。2款後期高齢者医療広域連合納付金5億5,660万7,000円は、前年度比4.8%、2,545万4,000円の増額でございます。主な要因といたしましては、冒頭で申し上げた被保険者数の見込みが40名増加することなどに伴い、保険料納付金が2,173万7,000円増加したためでございます。納付金の内訳につきましては、広域連合共通経費負担金として1,653万6,000円、保険基盤安定負担金として8,213万5,000円、保険料として4億5,793万6,000円でございます。14、15ページをお開きください。3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金91万6,000円は、本人に返金する過年度還付金を計上したもので、歳入の5款2項1目において広域連合からの受け入れ見込み額と同額を計上しております。2項繰出金は存目計上でございます。4款予備費は100万円を計上いたしております。

16、17ページをお開きください。給与費明細書の一般職については、会計年度任用職員2名の報酬及び共済費の合計115万7,000円を計上しております。18、19ページをお開きください。こちらは会計年度任用職員に係る明細書でございます。20、21ページは給料及び職員手当の増減額の明細でございます。

主要な施策に関する説明書について説明いたします。1ページに歳入歳出予算の状況として、構成比及び前年度との増減額を掲載いたしております。2、3ページをお開きください。主要な施策といたしまして、後期高齢者医療広域連合納付金について掲載いたしております。4、5ページをお開きください。補助金・負担金一覧については、広域イーサネット負担金及び後期高齢者医療広域連合納付金を掲載いたしております。

以上が当初予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしく願いたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思いますが、まず歳入全般、そのあとに歳出全般で受けたいと思います。まず、歳入から質疑はありませんか。6ページから9ページですね。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

1款1項、被保険者が40名増加ということなんですけれども、40名は1%にも満たない数字だとは思いますが、前年度比5%増という、数字の根拠をお教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

後期高齢者医療の保険料につきましては、後期高齢者医療広域連合が試算した数字を基に予算を計上しております。補正予算でも出てきたんですけれども、令和2年度当初予算の策定時に広域連合が算定した保険料の額というのが、実際よりも見込みが少なく

出ていたということで、2年度の保険料が実際はもう少し多いんですけれども、当初予算では少なくなっておりましたので、今回3年度の予算と比較するとかなり上がり幅が大きくなっているんですけれども、ここについては2年度の補正で増額する予定になっておりますので、一定その差が縮まるということになります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら、12ページから15ページまで歳出の質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。ないようでしたら、16ページからの一般職とかの報酬。それから主要な施策に関する説明書までの中で質疑はありませんか。

ないようでしたら、歳入歳出全体、全般にわたって質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

後期高齢者医療で課税所得が28万円以上で年収200万円以上の方に限って、医療費の窓口負担が1割から2割に変更されるものと思われませんが、実施は来年度からなんです。被保険者から、今現在、相談とか、苦情とかはあっているのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

後期高齢者医療被保険者の自己負担額については、既に報道などで出ておりますので、被保険者の方から問い合わせなどが少し来ております。「いつから2割になるのか」、「どういった所得の方が2割になるのか」という辺りの問い合わせが来ております。実際に実施開始されるのが令和4年度の後半ということで聞いておりますので、今のところはそれほど、役場の方から広報したりとか、そういうことは行っておりません。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

一人当たり一か月の負担増が3,000円までに収まるように措置が講じられると思うんですが、窓口として上がるに当たって何か影響というものがあれば教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

自己負担額の変更については、まだ決定したという通知が来てないので分からないんですけれども、町の事務として増えるということは、今のところ想定をしております。ただ、自己負担額が増えることによって、それ以外の部分は医療保険から給付が行われておりますので、その分に対しては町も一定負担をしておりますので、自己負担が増え

る分は、町の負担している給付費への支出額が一定減るというふうに見込んでおります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

歳入のところで聞きそびれたんですが、後期高齢者医療保険料の部分で、先程、同僚委員の質疑の中でも、広域連合の試算で前回、算定ミスか何かが生じて云々ということがあったんですが、せっかくなのでどういうことだったのか、例えば、構成町のどこかが何か数字を出すときにミスったのか、それとも広域連合のいろんな係数を掛けるときに何かミスがあったのか。町の事務とは直接は関係ないんですけども、保険料とも関係があるので、その辺りの事情が分かれば教えていただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

松田係長。

○係長（松田祐貴君）

保険料の算定については、長崎県後期高齢者医療広域連合の算定誤りでございまして、令和2年度に保険料の改定が行われておりましたので、令和元年度と比べて一人当たりの保険料というのが増加しているわけですけれども、この部分についての考慮がされておらず、古い保険料のまま算定していたものと思われま。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

長与町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場から討論を行います。後期高齢者医療制度は、住民が75歳に到達すると従来の医療制度から切り離し、高齢者が増えれば増えるほど、医療費が増えれば増えるほど、住民の負担が増え続ける。そういう制度設計になっているというところに問題があると言わざるを得ません。実際の運用の中でも、2年ごとの見直しのたびに保険料の引き上げが続いております。制度の創設時には、この制度は廃止すべきという大きな世論が巻き起こりました。こうした国民の反対の声を押し切って国が決定した制度であり、自治体独自ではいかんともしがたい側面はあります。しかし、国民を75歳という年齢で区分けをし、負担をする世代、負担を掛ける世代という形で、国民の意識の中に分断を持ち込んでしまいます。こうしたことに対して、議会の中からもこの制度の改善、問題点を指摘すべきだという立場から、また、この制度の根本、在り方を問うという立場から、当予算に反対をいたします。

○委員長（中村美穂委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号令和3年度長与町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、議案第19号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

それでは、議案第19号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして御説明をさせていただきます。予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は、保険事業勘定におきまして、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ954万8,000円を追加いたしまして、補正後の総額を35億1,240万4,000円とするものでございます。内容につきましては、補正予算に関する説明書により御説明をさせていただきます。6、7ページをお開き願います。まず、歳入でございますが、3款2項4目保険者機能強化推進交付金1節保険者機能強化推進交付金423万4,000円につきましては、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止及び給付費適正化に資する取り組みに対する交付金の額の確定によるものでございます。6目介護保険保険者努力支援交付金527万2,000円は、総合事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、在宅医療介護連携推進事業、生活支援体制整備事業及び認知症総合支援事業に係る取り組みに対する交付金の額の確定によるものでございます。6款1項1目利子及び配当金4万2,000円につきましては、介護給付費準備基金の預金利息でございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。10、11ページをお開き願います。4款1項1目介護給付費準備基金積立金24節積立金4,670万8,000円は基金への積立金で、内訳といたしましては第6期計画時剰余金3,716万円、保険者機能強化推進交付金423万5,000円、介護保険保険者努力支援交付金527万2,000円及び基金利子4万2,412円でございます。7款1項1目予備費29節

予備費につきましては、9月補正予算にて受け入れておりました繰越金のうち、第6期計画時剰余金分を基金積立金へ充当するため予備費を減額するものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑につきましては歳入歳出併せて行いたいと思います。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

6ページの国庫補助金は予算に最初から計上することは不可能なのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

歳入の国庫補助金の2つの交付金につきましては、当初予算では計上してなかったんですけれども、この額が国の方から指標が示されていて、指標が点数化されているんですけど、指標に沿って長与町が何点かという採点があるんですけど、それに伴って交付金額が確定するものでございますので、当初が幾らというのがなかなか予算化が難しい状況でございますので、そういうことでさせていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

11ページの基金ですが、令和2年度の当初予算では前年度が4億5,059万9,000円で、6,000万円減額する予定で当該年度残高が3億9,060万1,000円の見込みという調書が出ているわけなんです。今回の補正で4,670万8,000円積み立てて、その段階で幾らの残高になっているのか、答弁をいただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

令和元年度末の基金の残高でございますが、4億4,760万円でございます。今回、令和2年度で4,671万円積み立てますので、合計4億9,431万円となる予定です。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

結局、減額って言うか、繰り入れ等が今年度はなかったということで理解していいんですよね、増えておるわけですからね。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

委員のおっしゃるとおり、今年度は基金の繰り入れを行っておりません。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号令和2年度長与町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

13時15分まで休憩いたします。

（休憩 11時45分～13時14分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

議案第26号令和3年度長与町介護保険特別会計予算の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

それでは、議案第26号令和3年度長与町介護保険特別会計予算につきまして御説明をさせていただきます。令和3年度保険事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ29億267万5,000円、介護サービス事業勘定の総額を歳入歳出それぞれ3,113万7,000円といたしております。この予算規模は前年度と比較をしまして、保険事業勘定が4億1,552万3,000円、12.5%の減。介護サービス事業勘定が362万1,000円、13.2%の増となっております。本予算につきましては、第8期介護保険事業計画に基づきまして、第1号被保険者数1万1,191人、認定者数1,882人、認定率16.5%と推計いたしまして事業費を算出いたしております。

それでは、保険事業勘定から説明書によりまして説明をさせていただきますが、歳入歳出ともに主なものについて説明をさせていただきます。6、7ページをお開き願います。1款1項1目第1号被保険者保険料は、現年度分の特別徴収と普通徴収、それと滞納繰越分の保険料収入でございます。なお、第8期令和3年度の標準月額保険料は5,300円で算定をいたしております。3款1項1目介護給付費負担金は介護給付費に対

する国庫負担分で、負担率は居宅給付費20%、施設等給付費15%となっております。2項1目調整交付金につきましては介護給付費に係る交付金で、交付割合は1.72%で計上いたしております。2目及び3目につきましては地域支援事業に係る交付金で、交付率は2目が25%、3目が38.5%でございます。4款1項1目介護給付費交付金と次のページ、2目地域支援事業支援交付金は社会保険診療報酬支払基金より交付される第2号被保険者負担分で、それぞれ負担率は27%となっております。5款1項1目介護給付費負担金につきましては介護給付費に対する県の負担分で、負担率は居宅給付費12.5%、施設等給付費17.5%でございます。2項県補助金は地域支援事業に係る交付金で、負担率は1目が12.5%、2目が19.25%となっております。7款1項1目介護給付費繰入金につきましては介護給付費に係る町負担分で、負担率は12.5%、2目と3目の地域支援事業繰入金も事業に対する町の負担金で、負担率は2目が12.5%、3目が19.25%となっております。4目その他一般会計繰入金は事務費の繰り入れ、次のページに移りまして、5目低所得者保険料軽減繰入金は、第1号被保険者の第1段階から第3段階までの低所得者保険料軽減に係る繰入金でございます。2項1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、第8期計画中に取り崩す予定の基金の令和3年度分でございます。8款1項1目繰越金は前年度からの繰越金でございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。16、17ページをお開き願います。1款1項1目一般管理費と2目連合会負担金につきましては、被保険者の資格管理等に関する経費で前年度とはほぼ同額となっております。2項1目賦課徴収費につきましては、介護保険料の徴収に係る経費でございます。次のページに移りまして、3項1目介護認定審査会費は、認定審査会委員報酬など介護認定審査会に係る経費、2目認定調査等費は認定調査員報酬及び主治医の意見書作成手数料など、介護認定調査に係る経費でございます。20、21ページをお開き願います。5項1目介護保険運営協議会費は運営協議会の開催に伴う委員の報酬及び費用弁償で、前年度は第8期計画策定委託料があったことから今年度は減額となっております。2款保険給付費につきましては、要介護認定者が利用された介護サービス費、要支援認定者が利用された介護予防サービス費の給付費や給付に伴う審査支払手数料で、前年度比3億8,515万3,000円の減額となっております。22、23ページをお開き願います。3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定者の通所型、訪問型サービス利用に係る給付費や審査支払手数料、2目介護予防ケアマネジメント事業費は、そのケアマネジメントに係る給付費でございます。2項1目一般介護予防事業費は、町で実施しておりますお元気クラブ、脳トレ教室に関する経費や、めだか85、サポーターポイント制度事業の委託料、いきいきサロンへの事業補助金などでございます。24、25ページをお開き願います。3項1目地域包括支援センター運営費は、長与町地域包括支援センターの職員及び会計年度任用職員の人件費など。2目総合相談事業費につきましては、次のページにかけまして、窓口配置の介護相談員、訪問看護師及び包括支援センター専門員の報酬

や健康調査に係る経費となっております。3目権利擁護事業費は高齢者虐待ケース検討委員会など、高齢者の権利擁護に関する費用。次のページに移りまして、4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、主任介護支援専門員の人件費やパンフレット等の印刷製本費となっております。5目在宅医療・介護連携推進事業費は、長与町在宅医療連携推進協議会及び作業部会に係る経費と、在宅医療・介護相談窓口の専門相談員の人件費などとなっております。30、31ページをお開き願います。6目生活支援体制整備事業費は高齢者の社会参加や生活支援の充実を推進するため、地域包括ケアコーディネーター、生活支援コーディネーターとも言いますが、その配置と地域の支え合いの推進のため設置をしております「支えあい「ながよ」推進協議体」に係る費用でございます。32、33ページをお開き願います。7目認知症総合支援事業費につきましては、認知症地域支援推進員として配置をしておりますコーディネーター及び初期集中支援チーム検討委員会に係る経費。8目地域ケア会議推進事業費は、地域課題把握などを行います自立支援型地域ケア会議や、困難事例に対して関係者が情報共有や支援の検討を行う個別ケア会議に関する費用でございます。34、35ページをお開き願います。9目任意事業費につきましては、主な事業内容としましては家族介護支援事業としまして、介護学習会・認知症介護者の集い、地域支援自立事業としまして配食サービスに係る委託料、扶助費として家族介護用品に対する助成支給などの費用でございます。36、37ページをお開き願います。6款につきましては第1号被保険者保険料の還付金など。7款につきましては予備費となっております。

続きまして、介護サービス事業勘定につきまして御説明をさせていただきます。44、45ページをお開き願います。この勘定は、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として行います要支援ケアプランや、介護予防ケアマネジメントの作成に係る経費の勘定となっております。まず、歳入でございますが、1款1項1目介護予防サービス計画費収入につきましては、サービス計画費収入がケアプラン作成、ケアマネジメント費収入が介護予防ケアマネジメント作成に対する収入でございます。2款繰越金と3款町預金利子につきましては存目計上でございます。

続きまして歳出でございますが、48、49ページをお開き願います。1款1項1目指定介護予防支援事業費は、包括支援センターの介護支援専門員の人件費とその業務に係る経費でございます。2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は、民間事業所への介護予防ケアマネジメント作成委託料でございます。

次の50ページからは給与費明細書となっております。

続きまして、主要な施策に関する説明書につきまして御説明をさせていただきます。主要な施策に関する説明書の1ページは歳入歳出予算の状況としまして、構成比及び前年度との増減率を記載したものでございます。2、3ページにつきましては、2款保険給付費や3款地域支援事業費についての主要な施策について記載をしたものでございます。5ページは給与費明細書に係る特別職・非常勤職員報酬一覧。次の6、7ページに

つきましては補助金・負担金一覧。8ページにつきましては基金の状況を掲載いたしております。9ページからは介護サービス事業勘定になります。9ページは歳入歳出予算の状況といたしまして、構成比及び前年度との増減率。10、11ページにつきましては主要な施策。12ページにつきましては補助金・負担金一覧。13ページにつきましては長期継続契約予定一覧をそれぞれ記載いたしております。

以上が介護保険特別会計予算の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（中村美穂委員）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑に入りますが、質疑は保険事業勘定の歳入歳出、介護サービス事業勘定の歳入歳出の順で質疑を受けます。まず、説明書により保険事業勘定の歳入は全体的に伺いたいと思いますが、6ページから13ページの中で質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

6ページのまず、1款1項の減少は、5,400円を5,300円にと基準を変えたから減額したものかなっていう確認と、あと3款国庫支出金、国庫補助金の減額がちょっと大きいのかなと思うんですけども、その辺の説明をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず、1款1項1目第1号被保険者保険料の前年度との比較の減額でございますが、月額標準保険料額が落ちましたので、全体の保険料額が落ちたということで、その分、軽減の保険料についても減額という形になっております。そして、3款1項1目介護給付費負担金の減額ですけれども、令和3年度からの3年間の第8期介護保険事業計画で給付費を出すんですけれども、国の制度負担率が決まっております、それに伴いまして国から負担金が入ってくるものになります。ですので、長与町の介護給付費の見込みが下がっておりますので、それに対して国の負担金も減額になるということになります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

それでは歳入のところではないようでございますので、歳出の款の項目のところ、範囲が1款は広いですから、1款の16ページから1款1項総務管理費、2項徴収費、17ページの中で質疑はありませんか。

ないようでしたら、続きまして1款総務費3項介護認定審査会費、18ページから21ページの上段になりますが、この中で質疑はありませんか。

ないようでしたら1款4項趣旨普及費と5項介護保険運営協議会費までの間で、質疑

はありませんか。ないようでしたら20ページの2款保険給付費。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

介護サービス等諸費は減額が3億8,000万円、ちょっと大きいように思うので、その辺の詳しい説明をお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

この介護サービス費は、いわゆる要介護認定がなされた方が利用される通所であったり、訪問系とか、入所とか、そういった様々なサービスに対する介護報酬、給付費になるんですけども、先程も少し申し上げたんですが、介護保険事業が3年ごとに計画を立てまして、その見込みを基にいろんな給付費であったり、最終的には賄う保険料というのを計算していくわけなんですけれども、第8期介護保険事業計画を令和3年度からの分を策定しまして、高齢者自体は増えていくということで見込んでいるんですけど、それに対して要介護認定を受ける方々についての伸びはそこまでいかないだろうと見込んでおります。若干の増ということでは見込んでいるんですけども。それに対して減額というのは昨年との比較になるんですけど、昨年は第7期の計画期間中になります。令和2年度の見込みが実績と比較したときに、第7期の見込みまでは伸びなかったということで、前年度の見込みから言えばちょっと見込みが大きかったというふうな形になります。結果、令和3年度の予算については減額というような形になっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

続きまして、22ページの3款1項介護予防・生活支援サービス事業費と2項一般介護予防事業費、25ページの上段までになりますが、この中で質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

介護予防事業でちょっとお聞きしたいんですが、町長の施政方針の中で介護予防事業につきましては、というくだりから2つ出ているのが、「介護予防リーダー養成講座」というのをやるということと、「地域リハビリテーション活動事業支援事業」ということで書かれてあるのですが、これが恐らくこの科目の中に入るのかなと思うんですが、具体的にどこに当てはまるのかということと、それからこの事業の内容をもう少しかみ砕いて、どういったものなのかを御説明いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

「介護予防リーダー養成講座」と「地域リハビリテーション活動支援事業」につつま

しては、令和3年度から新たに取り組みを考えている事業でございます。予算上で申し上げますと22、23ページの3款2項1目一般介護予防事業費7節報償費になります。「介護予防リーダー養成講座」につきましては、これまで県の事業であったんですけど、地域でいろんなボランティア活動であったり、例えばサロン活動であるとか、そういったものに携わっていく地域のボランティア活動をやっていきたいと思います、そういう方々を養成していく講座でございます。そして、「地域リハビリテーション活動支援事業」というのは、町の方でいろいろ行っております、例えば、ある利用者のことに対してのいろんな専門的知識から助言をいただく会議があるんですけど、それをさらにもう一歩踏み込んで、その方の御自宅に向かって家庭の状況であったり、直接指導を行ったりとか、もっときめ細やかな助言を直接していただく、そういった事業でございます。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

これは全町内を一つとしてやられるのか、それとも地域単位を作ってやられるのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

町全域でということ考えております。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そしたら中核となる場所は地域包括センターなのか、どこが主体になるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

主体は町になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら、24ページからの3款3項包括的支援事業・任意事業費、こちらがかなりページ数、長くわたっておりますので35ページまでで質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

25ページの地域住民グループ支援補助金の内容的にどのような計画があるのかを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

地域住民グループ支援事業補助金というのは、それぞれ各地域で、ボランティアでサロン活動をしていただいている団体に対する補助金になります。内容としましては、その地域の高齢者の方々に寄っていただく、いわゆる通いの場ということで行われているんですけど、いろんな介護予防事業で、例えば軽運動みたいなことをやったり、頭の体操みたいなことをやったり、おしゃべりする場を持ったりとか、高齢者の方々が通える場というものを作っていただいて、そこでいろんな交流とかをしていただく、そういったサロンの運営をしていただいている団体に対して行う補助金でございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今、御説明受けましたけれども、町全体で今、何か所くらいになるのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

令和2年度は20団体いらっしゃいます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

というと、この200万円っていうのは、その20か所を見込んでされているんですね。もう増える可能性はないんですか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

令和2年度は20団体なんですけれども、町としては、このサロン活動の団体を増やしていきたいとは考えております。補助金が活動の内容で上限額が決まっておりますけれども、町としましては、予算上は一応20団体で見込んでおり、3年度以降は、この団体については増やしていこうと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

委託料という内容で括らせて貰うんですけども、まず31ページの生活支援体制整備事業費の委託料として生活支援コーディネーター業務委託料、これがどういう団体にどういう内容で委託しているのか。次のページの認知症総合支援事業費の委託料として認

知症初期集中支援事業委託料50万円、認知症カフェ事業委託料36万円、次のページの任意事業費として地域支援自立事業委託料、この辺をもう少し詳しく教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず30、31ページの3款3項6目12節委託料、生活支援コーディネーター業務委託料の委託先は社会福祉協議会を予定しております。内容としましては、長与町で住民相互の助け合い事業ということで、支えあい「ながよ」推進協議体というのを設置しております。それで5つのコミュニティ地区ごと、コミュニティにお願いするわけではなくて、コミュニティ地区ごとで、それぞれを一括りにしまして、その中で地域におけるいろんなボランティア活動をする中での課題であったり、問題点を抽出していくわけですが、それに対して直接この地域に出向いて地域の方と話をしたり、助言であったり、アドバイスであったり、課題を聴いてくるとか、対応をお願いするものです。次の32、33ページの3款3項7目12節委託料、認知症初期集中支援事業委託料につきましては長崎北病院に委託をする予定としております。この内容につきましては、認知症の症状が疑われる方に対しまして、町の方でも認知症地域支援推進員というものを置いておまして、その推進員とともに、その方に携わって短期集中的に本人であったり、家族に携わってお話をしたりすることで必要なサービス、例えば最終的な介護認定に繋げる、もしくは医療機関に繋げるとか、早期対応をして、その方に合った支援をしていくというような内容でございます。次に、認知症カフェ事業委託料につきましては社会福祉協議会に委託を予定しております。これは月に1回、福祉センターの大ホールで開催しておりますので、ある特定の時間を開けているんですけど、その時間、カフェとして開けておりますので、気軽にお茶でも飲みながらいろんな認知症に対する悩み事であったり、もちろん本人が来ても結構です。家族の方が来ても結構ですし、認知症について理解をしたい方が来ても結構ですし、そういった方がいろんな話をしながら交流、気軽にできるという場を提供するという委託料になります。次の34、35ページの3款3項9目12節委託料、地域支援自立事業委託料は配食サービスと言いまして、今は生協に委託を予定しております。対象者につきましては一定の条件があるんですけど、非課税世帯で、高齢者で、いわゆる御飯をなかなか自分では準備することが難しいような方につきまして、生協を通じて利用者の方に御飯を届けるという事業でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今、言われました地域自立支援事業の配食ですけど、今現在、長与町のそういう必要とされる所の配食はどのくらいサービスを行っているのかということと、あと35ペー

ジの成年後見制度、これは社協の方に委託されているんですか、助成金の方は。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず、地域自立支援事業委託料の配食サービスですけれども、令和元年度の実績になります。実人数が21人で、延べ2,051食を配食しております。そして、成年後見制度利用支援事業助成金、これは扶助費でございますので、成年後見を家庭裁判所から「あなたはこの方の後見人ですよ」と指名をされた方に対して、本来であれば後見に対する費用を被後見人の方がその方にお支払いをするんですが、その方が低所得者で、条件に該当する方については、町の方から後見人に対して支払う部分を助成するという形になりますので、これは直接その後見人の方にお支払いをするというものでございます。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

そしたら、社協が行っている成年後見人制度は、この中で入っているんでしょうか。この74万2,000円は、何を目安としてその金額を予定されているんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

まず、介護保険特別会計の中で、社会福祉協議会の成年後見に対する委託料というのは予算上組んでおりません。先程の19節の成年後見人に対する助成金ですけど、これは月額の上限額が決まっております。月額2万8,000円掛ける12月分の2名分ということで67万2,000円です。それと、後見人を選定する際に審判請求をするわけですけれども、その助成費用というのが1名分入っております。それが7万円、合計74万2,000円ということになっております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

先程、配食は元年度21件って言われましたけども、利用者は負担金はないんですね、

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

個人負担として1食360円いただいております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

33ページに戻ります。認知症初期集中支援チーム、これは年に何回か会合されているんですか。それで実際に認知症の方たちを発見するっていうか、状況的には、どういうふうな形に今あるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

こちらの認知症初期集中支援チーム対応件数としましては、令和元年度が2件の対応となっております。そして、今年度はまだ終わっておりませんが2件対応しております。そのほかに、たくさん認知症に関して相談はありまして、そちらの方は地域包括支援センター職員等で対応しておりますので、初期集中支援チームとして対応したというところが元年度2件、今年度、今現在で2件という状況になっております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、同僚委員が言われた質問の中で私も気になったんですが、包括支援センターで認知症かなあというような人たちも、やっぱりこれだけ高齢者が増えてくると掴んでいると思うんですが、その中で、初期集中支援ということとされてる方もいるということで、どういうふうな振り分けと言いますか、同じような症状というか、「あら、この方は認知症かもしれないな」という方がたくさんいる中で、対応の仕方が分かっているのはどういうふうなことなのか、よく分からないんでお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

認知症についての相談というのは、たくさん、介護保険課あるいは地域包括支援センターの方に入ります。令和元年度につきましても31件の相談に対応しております。その中で訪問看護師や保健師、あるいは社会福祉士で対応しておりますので、やはり相談を受けて、介護認定に繋げ、そしてサービスに繋がった方、あるいは医療に繋がった方、あるいは定期的な訪問等で対応している方がいらっしゃいます。その中でも非常にそういったサービスに繋げるのが困難と見られる方を、現在長崎北病院の方に委託をしておりますので、より専門的な立場で福祉の専門家や、あるいは医師のアドバイスをいただきながら最長6か月の訪問、あるいはチーム員会議というのをもちまして、サービスに繋がったり、医療に繋がったりということを行っている状況です。

○委員長（中村美穂委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今の説明で大まか理解はできたんですが、「その中でも困難」というのが、例えばどういった状況が該当するのか、少し分かりやすくお願いできればと思います。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

認知症状がある方につきまして、介護保険課の方でももちろん専門職がおりますので、そのまま、すんなりサービスであったり、医療機関に繋がる方もいらっしゃるんですが、その中で困難な方というのが、どうしても「私は認知症じゃない」、「病院にはかからない」とか、「介護認定は受けない、受けたくない」とか、そういった方々もいらっしゃいます。そういった方につきましては、集中的にいろんな専門職が関わって支援をしていくという形になりますので、いわゆる困難な方というのはそういった方々になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

中村参事。

○参事（中村宰子君）

先程の令和元年度の認知症に関する相談で対応した件数なんですが、申しわけありません。31件ではなく33件と訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（中村美穂委員）

認知症の相談件数は元年度33件ということで、訂正ということでございます。

ほかに質疑はありませんか。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

35ページの委託料の、先程出ておりました地域支援自立事業委託料。ちょっと聞きづらい点があったんですが、これは配食サービスで生協に委託と言ったんですか、課長は。そして御飯を届けると、元年度が21人で、全部で2,051食でいいんですか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

先程の答弁で私、配食サービスを生協に委託ということで答弁をさせてもらったんですけど、ララコープに委託をしております。申し訳ありません。人数につきましては、令和元年度の実績が21名の方に対して2,051食の配食を行っております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

分かりました。そこで私聞いて、大体1食300円ぐらいかな、安く見積もってと思

っていたら360円ということで。ところが172万5,000円委託料をやって、御飯を作っていただいて、それを360円で売っておるわけですね、極端に言えば。いただいておるわけですから、当然、材料代で、そのお金はどこに行ったのかなど、歳入を見て、雑入を見てもないようなんですが、そのお金はどこに入ったのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

利用者が負担します360円については、直接ララコープに個人が支払っていただくということになっております。

○委員長（中村美穂委員）

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

そうすると材料代なのか、あるいは手間が若干入るとののかなとも思うんですが、逆に言いますと172万5,000円の根拠が分からなくなるわけです。したがって、材料代から全部、手間賃まで含めて大体2,000食なら2,000食ということで委託をすれば全額、町が負担をしているわけなんですね。そうじゃなくて、材料代の幾らかを差し引いて、歳入が入ったものはあなたの方で取ってくださいということだったら理は通るわけです。したがって172万5,000円という根拠は、なんででしょう。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

利用者の方につきましては、なかなか自立が不安定な方と言いますか、御飯がなかなか作れないというような方でいらっしゃると思いますので、一つはお弁当のような形で届けるわけですが、出来上がった形でですね。そのお弁当代と配送料、それと見守りも兼ねた形で行っております。172万5,000円の根拠としましては、個人からは360円を御負担いただいているんですけども、こちらがお弁当代と見守り代も含めたところで1食当たり500円の3,450食分で予算を計上させていただいております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら、4款基金積立金から、5款公債費、6款諸支出金、7款予備費、37ページまでにわたって質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

ないようでしたら、続いて介護サービス事業勘定の歳入について質疑を受けたいと思います。歳入44、45ページにわたって質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

ないようでしたら歳出48、49ページで質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

49ページ12節委託料ケアプラン作成委託料、これは具体的にどういう所に委託されているのか、内容も教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

通常、要支援の認定を受けた方と要介護の認定を受けた方がいらっしゃるんですけど、そのうち要支援の認定を受けられた方々については、原則的には地域包括支援センターでケアプランの作成をしております。要介護認定を受けられた方は、民間の居宅支援事業所がケアプランを作成する形になるんですけども、例えば要介護の認定を受けて民間のケアマネが担当していたのが、更新があって状態が改善して、要支援になりましたと。じゃあ包括の方で基本的にはケアプラン作成となるんですが、そういったことで代わるよりも、今までずっと同じようにプランの作成があったり、ケアマネジメントされていたので、もうその事業所が、もちろん本人の同意を得るんですけども、ケアプランの作成を引き続きする場合は、こちらから委託料という形でお支払いをするようになります。それとか御家族の方が、御主人が要介護で奥様が要支援を受けている場合でも、それぞれでケアマネジャーが違うのではなくて、事業所は同じ方が良いだろうという場合も、要支援の分も民間事業者に委託料としてお支払いをするので、その分になります。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

同じところで、ケアプラン作成委託は、今回は何件を予定されているのでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

令和3年度の予算では、ひと月当たり78件を予定しております。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

ないようでしたら、50ページからの給与費明細書から主要な施策に関する説明書までの中で質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

ないようでしたら、保険事業勘定並びに介護サービス事業勘定の歳入歳出全体にわたって質疑を受けたいと思います。質疑をされる際には、何ページの何というところで質疑をしてください。質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

要介護の認定で、それぞれ令和3年度は数字を立てていらっしゃると思うんですが、

例えば、要介護の認定をされていても、実際的には利用しない方達もいらっしゃいますので、その辺りは人数的にはお分かりになりますでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

要介護認定を受けられていて、そのうちサービスを利用されていない方の人数については、把握はしておりません。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

今回の保険料が月々5,300円という基準額で、第1段階から第2、第3段階の、それぞれの世帯数が分かれば教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

細田課長。

○介護保険課長（細田愛二君）

第1号被保険者の中で、低所得者の保険料軽減の対象となる第1、第2、第3段階の世帯数は分からないので、その人数ということでお答えさせていただきたいと思います。第1段階が1,504人、第2段階が655人、第3段階が588人でございます。

○委員長（中村美穂委員）

ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第26号令和3年度長与町介護保険特別会計予算の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日予定されておりました議案については全て審査が終わりました。明日は9時30分より開会したいと思います。

本日はこれで閉会します。お疲れさまでした。

（閉会 14時18分）